

内部事務のセンター化の取組について

概要

名古屋国税局では、内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これにより外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数の税務署の内部事務を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでいます（令和2事務年度の試行一覧は裏面のとおりです。）。

御留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 申告書等の提出、納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応について、変更はありません。
なお、申告書等の提出については、郵送によるセンターへの提出を依頼することもあります。
- 試行の実施に当たり、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。

令和2事務年度の内部事務のセンター化の試行一覧

センターの名称 (センター設置場所)	対 象 署	主 な 対 象 事 務
税務署事務処理センター (名古屋中税務署)	名古屋中税務署 名古屋東税務署	【管理運営事務】 ・納税者管理事務 ・入力事務 ・債権管理事務 【課税内部事務】 ・申告書の審理・整理・保管事務 ・行政指導事務 ・事後処理事務 ・要更正連絡せんの処理事務 ・更正の請求事務 ・会計検査院事務
税務署事務処理センター (豊橋税務署)	豊橋税務署 新城税務署	
税務署事務処理センター ^{※1} (清水合同庁舎)	清水税務署 藤枝税務署	
税務署事務処理センター ^{※2} (津税務署)	津税務署 松阪税務署	
名古屋国税局 課税部事務処理センター (名古屋国税総合庁舎)	名古屋国税局管内 全ての税務署	【資料情報事務】 ・国外財産調書及び財産債務調書に係る照会事務 ・法定調書に係る電話督促事務 ・法定調書のe-Tax・光ディスク等提出勧奨事務 【個人課税事務】 ・文書による行政指導事務 ・事後審査に係る文書発送事務 【資産課税事務】 ・無申告理由のお尋ね発送事務(相続・贈与・譲渡所得) ・買入れ資産のお尋ね発送事務 ・農地等の納税猶予に係る提出勧奨事務等
	名古屋市内署	【資産課税事務】 ・各種お尋ね・照会文書発送事務
名古屋国税局 課税第二部消費税課 (名古屋国税総合庁舎)	名古屋国税局管内 全ての税務署	【間接諸税事務】 ・各種お尋ね・照会文書発送事務
名古屋国税局 法人税等集中処理担当 (名古屋東税務署)	名古屋市内署 岐阜県内署	【法人課税事務】 ・無申告行政指導事務等
個人集中処理担当 (熱田税務署)	熱田税務署 中川税務署	【個人課税事務】 ・事後処理事務

※1 税務署事務処理センター(清水合同庁舎)の所在地は「静岡市清水区松原町2-15」です。

※2 税務署事務処理センター(津税務署)は、令和2年10月からの試行開始を予定しています。